

平成22年7月22日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成22年7月22日（木）開会：午前9時59分 閉会：正午

2 場所 議会棟3号委員会室

3 出席者

委員長 今村岳司（にしのみや未来）

副委員長 大川原成彦（公明党議員団）

委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）

篠原正寛（政新会）

田中正剛（にしのみや未来）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

よつや薫（市民ネット・虹）

他に、議長の代行として地方自治法の規定に基づき、森池とよたけ副議長が出席

4 傍聴議員

なし

5 一般傍聴者

1名

6 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 木田秀

次長 北林哲二

庶務課長 村本和宏

議事調査課長 宮島茂敏

7 委員会の定数変更について

議会改革特別委員は、同委員会設置以来、会派から選出することになっています。各会派から選出する人数は、昨年の12月定例会後から、会派所属議員3人に1人の割合となっていました。6月定例会中に開催されました議会運営委員会におきまして、各会派から1名ずつ（委員長は別）選出することに変更されました。その結果、6月定例会最終日（7月2日）におきまして、大石伸雄委員、片岡保夫委員、栗山雅史委員、やの正史委員、山口英治委員の議会改革特別委員の辞任が許可されるとともに、議会改革特別委員会の委員定数が13人から8人（委員長+7会派）に変更されました。

8 協議事項について

(1) 本会議における一問一答制の導入について

6月定例会において試行導入しました本会議（代表質問・一般質問）での再質問以降の一問一答制及び答弁の順番を質問項目順に行うことについて、検証を行いました。委員及び理事者側の主な意見・感想は、次のとおりです。

【委員の主な意見・感想】

- ア 一問一答で質問を行った議員は一部であったが、混乱はなかった。
- イ 今回は初回であり、取り立てて問題点もなかったが、今後も試行を重ねていくべきである。
- ウ 一問一答の場合の当局への通告はどのようにされたのかを知りたい。ストーリーのある一問一答を行う方がわかりやすいので、そういった工夫も今後必要ではないか。
- エ 答弁順序を質問項目順に変更したことによって、分かりやすくなった。傍聴者からもそのような意見をいただいている。

【理事者側の主な意見・感想】

- ア 一問一答での質問で、細かい資料などがなければ答弁できないようなケースを心配していたが、そのようなこともなく、落ち着いて対応できた。
- イ 一問一答で質問(再質問)を行う場合は、事前にその旨を発言していただきたい。
- ウ 質問通告書に掲載されている項目については項目順に答弁させていただいたが、ひとつの項目の中で複数の局にまたがる内容の質問がある場合における当該項目中の答弁順序については、当局に一任願いたい。
- エ 反問権について、広く認めていただければ議論が深まるのではないか。

9月定例会での取扱いについて協議した結果、引き続き試行することとし、次回の委員会（8月3日開催予定）において、次の点を協議することになりました。

- ア 一問一答で質問を行う場合の宣言
- イ 9月定例会での試行に向けて設けるべきルール
- ウ 反問権の拡大の是非
- エ 質疑における一問一答制導入の是非

本格導入した委員会での一問一答制の検証

6月定例会から本格導入した委員会での一問一答制についての実施状況について検証しました。

意見の中には、一問一答制についての共通認識がまだまだできていないとの意見もありましたが、変更すべき点はないことで意見の一致を見たため、委員会における一問一答制については、今後、本委員会の協議事項から外すことになりました。

(2) 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について

この協議事項につきましては、前回の協議が約2カ月前でしたので、まず、前回までの協議の進行状況を確認しました。その後、次回の委員会で協議すべき内容につい

て、次のとおり確認しました。

前回の協議では、“議論の余地なく議員報酬を不支給若しくは停止すべきであるケース”について協議することとなり、篠原委員から案が提出されたこと。

次回の委員会では、各委員から、“議論の余地なく議員報酬を不支給若しくは停止すべきであるケース”についての案を提示いただき、協議すること。

(3) 議決事件の拡大について

この協議事項につきましては、前回の協議が4月15日開催の委員会でしたので、まず、前回の協議の進行状況を確認しました。その後、現在、国会で審議中である地方自治法の改正案の概要(地方議会の議決に関する部分に限る。)について、事務局から説明を受けました。

どのような計画を議決事件の対象とするのかを協議する前提として、理事者側がどのような計画を策定しているのかについて確認する必要があるため、現在、事務局において調査中です。その調査結果を待って、次回の委員会から協議することになりました。

(4) 次年度以降の議会費の議論のしかたについて

この協議事項は、4月15日開催の委員会で、今後協議することを決定した事項です。

本委員会では、来年度予算要求について協議する際に、毎年、同じ項目について議論しています。しかしながら、既に結論が出たものについては、改めて協議の必要がないのではないか - 何か状況に変化があったものや前年度に「1年限り」としたものについて協議すべきではないか - とと思われるため、23年度の予算要求について協議する前に、どの項目について協議するのかを決めようとするものです。

具体的な協議に入る前に、事務局において項目の整理を行う必要があるため、事務局での整理が終了次第(整理期間は約1カ月)、協議していくことになりました。

なお、「議員への湯茶接待のあり方」については、理事者側(総務局)の庁舎管理経費予算の中で委託により行われているものであるため、総務局を所管する総務常任委員会で理事者側から報告を受け、協議することとし、議会費での予算執行の検討が必要とならない限り、本委員会で協議すべき項目としないことを確認しました。

(5) 議会運営上のルールの整理について

この協議事項は、本日初めて協議したものです。その内容は、最近議会で議論になった運営上のルールの認識の齟齬について、この際整理するとともに、本委員会の協議事項のひとつとなっている「議会基本条例の制定」に向けての課題整理とするため、協議していこうというものです。

まず、委員長から、次のとおり協議すべき論点(案)の提示がありました。

議員提出議案の提出手順

本会議での討論のありかた

本会議での採決のありかた

本会議での質疑のありかた

会派のありかた

請願・陳情の修正についてのルール

協議の結果、～の論点について順次協議していくこと、論点は次回以降随時追加することができること、次回の委員会は～について協議することで意見の一致を見ました。

(6) その他

次回以降委員会の日程について、以下のとおり確認しました。

平成22年 8月 3日(火)午前10時～

8月17日(火)午後 3時～

以 上